

## 委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	産業観光部文化観光課
委 託 業 務 番 号	令和5年度 長文観第47号
委 託 業 務 名 称	長浜市観光MaaSシステム構築運用業務委託
委 託 業 務 場 所	長浜市内
業 務 の 概 要	「旅行に関するあらゆるサービスをシームレスに提供する。」をテーマに本市独自のシステムとして、動態データの取得が可能となるアプリ及びダウンロード不要で利用できるWeb(以下、「観光MaaSシステム」という。)、これら二つをインターフェースで共通化して同一コンテンツとして利用できるシステムの構築及び運用を行う。
履 行 期 間	令和5年9月21日 から 令和6年3月31日 まで
契 約 年 月 日	令和5年9月21日
契 約 額 ( 税 込 )	28,925,100円
契 約 の 相 手 方	[ 所 在 地 又 は 住 所 ] 東京都千代田区丸の内一丁目9番2号 [ 商 号 又 は 名 称 ] 株式会社リクルート
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	当該業者の選定においては、公募型プロポーザル方式により提案書の提出を求め、同提案に関するヒアリングを実施し、その内容をプロポーザル選定委員会において評価した結果、株式会社リクルートを契約の相手方として特定した。
根 拠 規 定	<p style="text-align: center;"><b>地方自治法施行令第167条の2第1項</b> (該当する項目に○印)</p> <p>売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(1) 貸借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p>